

マイナンバーカード 代理人の方が受取にくる場合の手続きについて

マイナンバーカードの交付時には、マイナンバーカードの券面に表示された顔写真と本人の顔が一致することを確認する必要があるため、原則として本人しかお受け取りできません。

ただし、病気、障がい等やむを得ない理由により申請者本人が来庁することが困難であると認められる場合に限り例外的に代理人による受け取りが可能です。

やむを得ない理由の例

- ・病気、障がい・長期の入院、施設等の入所者 ・妊婦 ・75歳以上の高齢者 ・長期出張者 ・海外留学
- ・未就学児、小中学生、高校生 ・要介護、要支援認定者 ・成年被後見人、被保佐人、被補助人 ・社会的参加回避者など

※なお、仕事が多忙なため本人が来庁できないと言った理由は

やむを得ない理由に当たらず、代理人による受け取りはできませんのでご了承願います。

◆代理人の方が受取にくる場合の必要な持ち物

持ち物に不足がある場合、交付できませんのでご注意ください



1、申請者が出頭困難であることを証する書類

診断書、入院診療計画書、入院していることが確認できる領収書、診療明細書、母子健康手帳、妊婦検診を受診したことが確認できる領収書等、障がい者手帳、学生証、介護保険被保険者証等
※症状や障がいの内容により、代理人に対する交付をお断りする場合がありますので、予めご相談ください。

2、申請者の交付通知書（門真市から届いたハガキ）

ハガキに本人の住所・氏名、代理人の住所・氏名、①～④の暗証番号を記入の上、暗証番号の上に目隠しシールを貼ってください。※暗証番号が見える場合は受付できませんのでご注意下さい。

※ご本人が75歳以上の高齢者である場合は、委任状欄に外出困難である旨の記載が必要です。

3、申請者の本人確認書類（下記パターン①～③のいずれかの本人確認書類をご用意します。）

- パターン① 下記 A欄から2点 例) 免許証とパスポート
パターン② 下記 A欄から1点、B欄から1点 例) 免許証と保険証
パターン③ 下記 B欄から3点（ただし、うち1点は公的機関が発行したもの、また、うち1点は必ず写真付きのもの）
例) 保険証、年金手帳、学生証（顔写真付き）

4、申請者の通知カード（初めてマイナンバーカードを受け取る方のみ）

5、申請者の住民基本台帳カード（交付を受けている方のみ）

6、申請者のマイナンバーカード（更新等でお持ちの方は必ず）

7、代理人の本人確認書類（下記 A欄から2点またはA欄・B欄からそれぞれ1点ずつ）

※代理人がA欄の顔写真付き本人確認書類をお持ちでない場合は代理受取の手続きはできません。

本人確認書類一覧 ※有効期間内の**原本**をお持ちください（コピー不可）

A欄

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- 障がい者手帳
- パスポート
- 在留カード（写真付きに限る）
- 住民基本台帳カード（写真付きに限る）
- 運転経歴証明書
（平成24年4月1日以降交付に限る）
- 療育手帳
- 特別永住者証明書

B欄

※必ず「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類

- 健康保険証
- 年金手帳（証書）、基礎年金番号通知書
- 介護保険証
- 生活保護受給者証
- こども医療証
- ひとり親家庭医療証
- 在留カード（写真無し）
- 学生証
- 社員証
- 所定様式の顔写真証明書

病院・施設用、在宅介護用、法定代理人用、社会的参加回避者用